

京都市立小学校、中学校及び総合支援学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第17号

京都市立小学校、中学校及び総合支援学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

京都市立小学校、中学校及び総合支援学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「8時間」を「7時間45分」に、「午後5時15分」を「午後5時」に改める。

第3条中「条例第34条に規定する」を削除する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)